

社会福祉法人つつじ会  
特別養護老人ホーム つつじの郷

指定（介護予防）短期入所生活介護  
利用契約書

『 目 次 』

第 1 条 (契約の目的) ······	3
第 2 条 (契約期間と更新) ······	3
第 3 条 (サービス計画作成・変更) ······	3
第 4 条 (サービスの内容及びその提供) ······	3
第 5 条 (緊急時の対応) ······	4
第 6 条 (居宅介護支援事業者との連携) ······	4
第 7 条 (秘密保持・個人情報の保護) ······	4
第 8 条 (賠償責任) ······	4
第 9 条 (利用料及びその変更) ······	5
第 10 条 (利用料の支払い) ······	5
第 11 条 (利用料の滞納) ······	5
第 12 条 (契約の終了) ······	6
第 13 条 (入所者の解約権) ······	6
第 14 条 (施設の解約権) ······	6
第 15 条 (施設の及びサービス従事者の義務) ······	6
第 16 条 (入所者の施設利用上の注意義務) ······	7
第 17 条 (利用の中止、変更及び追加) ······	7
第 18 条 (契約終了時の援助) ······	7
第 19 条 (身元引受人) ······	8
第 20 条 (苦情処理) ······	8
第 21 条 (精算) ······	8
第 22 条 (契約外事項) ······	8
第 23 条 (協議事項) ······	8

## 利用本人契約者

利用代理契約者 (以下「契約者」という。) と社会福祉法人つつじ会特別養護老人ホームつつじの郷 (以下「施設」という。) は、入所者本人 (以下「入所者」という。) が指定 (介護予防) 短期入所生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

### 第 1 条 (契約の目的)

施設は、要介護認定又は要支援認定を受けた入所者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定 (介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供します。

### 第 2 条 (契約期間と更新)

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 契約期間満了の 2 日前までに、契約者から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

### 第 3 条 (サービス計画作成・変更)

施設は、入所者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「施設サービス計画」を作成します。

- 2 施設は、入所者の居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って「施設サービス計画」を作成します。
- 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、短期入所生活介護の目標を設定し、「施設サービス計画」に基づき計画的に行います。
- 4 施設は、入所者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、速やかに「施設サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 5 施設は、「施設サービス計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を入所者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

### 第 4 条 (サービスの内容及びその提供)

入所者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」(以下、「説明書」という)に定めたとおりです。

- 2 施設は、前項の「説明書」を、その内容につき、入所者及びその家族に説明し、書面による同意を得た上で交付します。

- 3 施設は、「施設サービス計画」に基づき、入所者の機能訓練及び入所者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 4 施設は、常に入所者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 施設は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、入所者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

#### 第 5 条（緊急時の対応）

施設は、現にサービスの提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

#### 第 6 条（居宅介護支援事業者との連携）

施設は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業所及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

- 2 施設は、入所者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

#### 第 7 条（秘密保持・個人情報の保護）

施設及び職員は、サービスを提供する上で知り得た入所者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設は、以下の場合に限り入所者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
  - (1) 介護サービスの提供を受けるに当たり、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、入所者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
  - (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
  - (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合、入所者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ受診した際、医師・看護師等に説明をする場合。
  - (4) 施設内の広報物又は家族会での説明等の場合。
- 3 入所者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

#### 第 8 条（賠償責任）

施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、入所者に故意又は過失が認められ、かつ入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
- (1) 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - (2) 入所者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - (3) 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
  - (4) 入所者が、施設及び職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第 9 条（利用料及びその変更）

- 入所者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料金を支払います。
- 2 利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。その際には、事業所は入所者に事前に説明します。
  - 3 施設は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、同意を得ます。
  - 4 施設が、前項の利用料金の変更（増額又は減額）を行う場合には、入所者に対して事前に文書により説明し、同意を得ます。

#### 第 10 条（利用料の支払い）

- サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の負担割合率をお支払いいただきます。
- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の負担割合率の「入所者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
  - 3 介護保険給付対象外サービスについては、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた利用料金をお支払いいただきます。
  - 4 前各号に定めるサービス利用料金はサービス利用終了時に、入所者は支払うものとします。

#### 第 11 条（利用料の滞納）

- 入所者が正当な理由なく利用料金を 3 か月以上滞納した場合には、施設は文書により 2 か月以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解する旨の催告することができます。
- 2 前項の催告をしたときは、施設は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業所と協議し、入所者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

- 3 施設は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 施設は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

#### 第12条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は入所者がこれを負担します。

- (1) 入所者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- (2) 入所者が死亡したとき
- (3) 施設が解散命令を受けた場合又は破産等やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (4) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第11条、第13条又は第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (6) 施設の滅失又は重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

#### 第13条（入所者の解約権）

入所者は施設に対して、契約満了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、施設は入所者に対し、文書による確認を求めることがあります。ただし、入所者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、入所者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 施設が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
  - (2) 施設が、入所者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

#### 第14条（施設の解約権）

施設は、入所者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 入所者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 入所者が、故意又は重大な過失により職員若しくは他の入所者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第15条（施設の及びサービス従事者の義務）

施設及びサービス従事者の義務は次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮するものとします。

- (2) 施設は利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携し利用者からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- (3) 施設及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (4) 施設は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な措置を講じるものとします。

#### 第16条（入所者の施設利用上の注意義務）

入所者の施設利用上の注意義務は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 入所者は、居室及び共用施設や敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- (2) 入所者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及びサービス従事者が入所者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業所は、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行うものとします。
- (3) 入所者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- (4) 入所者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入所者及びその家族等と事業所との協議により、居室又は共用施設等の利用方法を決定するものとします。

#### 第17条（利用の中止、変更及び追加）

施設は、利用の中止、変更及び追加について各号に定めるとおりとします。

- (1) 入所者は、サービス利用開始前において、サービス利用を中止又は変更、若しくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、入所者は利用開始日又は利用期日に利用期日の前日までに事業所に申し出るものとします。
- (2) 入所者は、利用開始日又は利用期日に利用中止を申し出た場合は「説明書」に定める所定の料金を事業所に支払いいただく場合があります。ただし、入所者の体調不良等の正当な理由があるは、この限りではないものとします。
- (3) 施設は、入所者からのサービスの利用の変更、追加の申し出に対し、施設が満室の場合により、入所者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な期間又は利用可能日を入所者に提示して協議するものとします。
- (4) 入所者は、短期入所生活介護サービスについて、利用期間中であってもサービスの利用を中止することができます。
- (5) 前号の場合に入所者は、すでに実施されたサービスの利用料金を、利用終了日に精算するものとします。

## 第18条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、施設はあらかじめ居宅介護支援事業所に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、入所者に対して必要な援助を行います。

## 第19条（身元引受人）

身元引受人は、本契約に基づく入所者の施設に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帶してその履行の責任を負います。

2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。

- (1) 入所者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
- (2) 本契約が終了した場合に施設と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
- (3) 入所者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（居室室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと
- (4) 施設は、入所者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとします。その費用については、入所者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。

3 入所者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるよう努めます。

## 第20条（苦情処理）

施設は、その提供したサービスに関する入所者等からの苦情に対して、社会福祉法人つじ会苦情解決要綱に基づき適切に対応するものとする。

2 苦情申し立て窓口等は、別に定める「説明書」に記載のとおりとする。

## 第21条（精算）

第12条第1号から第6号により本契約が終了した場合において入所者がすでに実施されたサービスに対する利用料金の支払義務及び第16条第3号（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業所に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第22条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

### 第23条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、入所者、事業所が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

<利用本人契約者>

住所

氏名

印

<利用代理契約者>

住所

氏名

印

<身元引受人>

住所

氏名

印

<施設名>

施設所在地　　宮城県石巻市蛇田字小斎9番地3

法人名　　社会福祉法人 つつじ会

施設名　　特別養護老人ホーム つつじの郷

理事長　　土井 一美　　印